

平成 28 年度第 1 回（第 9 回）洲本市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 29 年 3 月 30 日（木） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分

場 所：洲本市役所 2 階 202 会議室

出席委員（10 名）

松山会長、戸江副会長、高田委員、久保委員、三倉委員、柳委員、稲谷委員、大東委員、加藤委員、藤井委員

欠席委員（3 名）

須恵委員、豊島委員、三宅委員

事務局（7 名）

子ども子育て課：郡課長、出口係長、近本、岩田

教育総務課：大西課長

学校教育課：赤松課長

社会教育課：山家係長

次 第 1. 開 会 会長あいさつ

2. 協議事項

(1) 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成 27 年度の点検評価について

(2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

(3) その他

3. その他

4. 閉 会

1. 開会

1-2. 会長あいさつ

事務局より資料確認

- ・会議次第
- ・洲本市子ども・子育て会議 委員名簿
- ・資料 1 洲本市子ども・子育て会議の概要について

- ・資料2 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度計画と実績
洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について
- ・資料3 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

2. 協議事項

会長：協議事項（1）洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度の点検評価について、事務局の方から説明をお願いします。

（1）洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度の点検評価について

事務局より、資料1、2に基づいて説明

- ・「洲本市子ども・子育て会議」においては、策定した「洲本市子ども・子育て支援事業計画」について、毎年度、事業の進捗状況の確認、点検・評価をし、必要に応じて、これらを踏まえた計画の見直しを検討することを確認。
- ・主要12事業について計画と実績とを確認。その他の事業については、一覧表の配布をもって報告とする。

会長：ありがとうございます。ただ今の説明に関して、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

副会長：資料2の「2 時間外保育事業（延長保育事業）」について、計画と比べて2倍以上の実利用増となっていますが、考えられる理由はありますか。

事務局：おそらく、計画策定にあたり実施したアンケートでは、現行制度上「標準時間認定」となる方の利用の見込みが数字として出ていたものと思われます。しかし、現行制度上では「短時間認定」となる方も時間外保育を利用することができるため、その分だけ利用数が増加したものと考えています。

副会長：「短時間認定」で利用する方が多かったということでしょうか。

事務局：そうです。アンケート実施時点の制度上は時間外保育の利用の必要がなかった方の分が加わった実績となっていると思われます。

副会長：「短時間認定」で利用するという、利用の対象が増えたのであれば、次年度以降は計画の見直しを考えた方がいいのかもしれないね。

会長：洲本市において「短時間認定」の子どもの比率はどのくらいでしょうか。

事務局：感覚的な答えになりますが、比率は1割強、2割には満たない程度と感じています。

会長：ということは「短時間認定」の方でも、洲本市の「短時間認定」の保育時間は8時から16時までだったかと思いますが、16時以降の保育を希望されている方がいらっしやるということでしょうか。

事務局：そうです。ただ、1人当たりの利用時間の統計は取られていません。利用した子どもの人数としてこの実績になっているということです。

会長：そのあたりの数字についても、これから計画を見直していくべきではないかと思えますので、今後の課題として挙げます。
ほかに何かございませんか。

副会長：資料2の「10 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」ですが、計画との差異である27名の動静は掴めていますか。例えば、転居して実家に帰っているなどが考えられますが。

事務局：利用の見込みは302名でありましたが、実績としては、平成27年度中の出生数が見込みよりも少なくなったため、これだけの差異が発生しています。

副会長：なるほど。ということは、不明の乳児はいないということによろしいですか。

事務局：はい。

副会長：わかりました。見込みに対する実績の減少ということですね。

事務局：そうです。平成27年中の出生数は273名です。

副会長：全乳児について把握できているということによろしいですね。

事務局：はい。

副会長：わかりました。

会長：平成 27 年中の出生数が 273 名ですか。

事務局：はい。平成 28 年中の出生数は 312 名になっています。

会長：増えているんですね。

事務局：はい。

会長：平成 27 年度がちょっと少なかったと。

事務局：平成 27 年中が 273 名で、平成 27 年度と区切ると 300 名の出生がありました。

会長：ありがとうございます。ほかに何かありますか。

委員：資料 2 の「1 幼児期の教育・保育」の実績について、2 号認定子どもが大きく増えているようですが、どの園に何名といったような内訳は把握されていますか。文章を読む限り、中心市街地、洲本・中川原といったことかと思われませんが、それにしても差が大きくあるので、見直す必要があると思います。

事務局：内訳につきましては、改めて確認いたします。

委員：保育料の助成制度など、保育の希望が増える要因はいくつもあると思いますので、そのあたりを分析したうえで計画の見直しをしていけたらと思います。

会長：意外と 2 号の利用が多いんですね。その分、1 号認定が減っているようにも見えます。働いているお母さん、いわゆる 2 号認定の度合いが高くなって 1 号認定が減っているのかと。前に洲本市の統計の中で働かれるお母さんが多いということも出ていましたので、そうしたことを反映しているのかなというところですね。

平成 27 年度は極端に見込みとのかい離が出ていますので、次年度以降、この数字も見直しを検討すべき課題かと思います。特に、認定こども園の話もありますので、それを踏まえたうえで、量の見込みを変えなければならないと思います。平成 28 年度の実績も出てきているところかと思いますが、それも踏まえて計画の見直しをおこなっていきたいと思います。

ほかに何かございますか。なければ私の方からお伺いします。資料 2 の「12 妊婦健康診査」についての説明文がよくわからないのですが、実際に妊婦さんの数が増えているわけではないのですか。

事務局：増えているわけではありません。当初は還付方式による事後の助成手続きによっていましたが、助成券方式による事前の助成手続きに変更しましたので、過渡期にかかる手続き件数の増加です。

委員：以前はお子さんが生まれてから申請をしていたのが、生まれる前から申請できるようになったので、場合によっては年度をまたぐような人もあるということでしょうか。

事務局：そうです。

委員：妊婦さんは増えているんですか。出生数からすると、去年は少し増えているようですね。これは、洲本に住んでいる方だけですか。里帰り出産は関係ありませんか。

事務局：住民票がある方のみを対象としています。

委員：出生数だけを見ますと、毎年 20 名程度減っている感じがありますね。今は 300 名程度で維持している状態ですか。

事務局：平成 28 年中は 312 名となっています。

委員：平成 22 年当時で 400 名くらいであったかと思います。

会長：子どもを産みやすいようにすることも考えていかなければいけないでしょうね。ありがとうございます。ほかに何か質問等はございますか。

委員：資料 2 後半「平成 27 年度各事業の実績状況について」ですが、課題があつたりなかったりしますが、本来であればなにかしら課題があるのかな、ないとしても課題がまったくないことがあるのかな、と思います。せっかく検討するのであれば、課題に対して検討をおこなえるようにして、今後に活かしていかなければならないと考えます。課題の見える化をしていただけたら様々な意見が出やすいのかと思います。

会長：ありがとうございます。点検・見直しなので、そうしたことも踏まえて資料を作成していただけたらと思います。

ほかに意見はありますか。ないようですので、協議事項（2）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について、事務局の方から説明をお願いします。

(2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

事務局より、資料3に基づいて説明

- ・市は、認定こども園、幼稚園または保育所の申請により、当該施設の利用定員を設定して「確認」をおこなうが、この利用定員の設定にあたっては「洲本市子ども・子育て会議」の意見を聴取しなければならないことを確認。
- ・認定こども園等の「認可定員」と「利用定員」の違いを説明。
- ・現在、認定こども園の認可申請を行っている「幼保連携型認定こども園 洲本こども園（洲本保育園）」および「幼保連携型認定こども園 おおの（大野保育所）」について、その利用定員案を説明。

会長：ありがとうございます。平成29年4月から洲本保育園さんが「幼保連携型認定こども園 洲本こども園」に、大野保育所さんが「幼保連携型認定こども園 おおの」にそれぞれなるということで、これはもう県の認可は下りているのでしょうか。

事務局：まだ申請中の状態です。

会長：先日、県で認定こども園の審議会があったと聞いていますので、おそらくその場で認可されたものと思われます。

委員：まだ認可書のようなものは届いていません。

会長：認可される方向では進んでいるのかと。

事務局：内定は夏ごろに受けていますので、あとは報告を待つのみと認識しています。

会長：わかりました。この件につきまして、何か意見、質問等がございますか。

委員：資料3の後半で「特定教育・保育施設の利用定員数」について説明をいただきましたが、変更後には2号認定の定員が13名減って、3号認定の定員が15名増えています。そもそも、この数字は「洲本市子ども・子育て支援事業計画」の数字とリンクするはずと思いますが、資料2の「1 幼児期の教育・保育」の実績に見た増減と合わないのでは。

事務局：平成27年度の実績としては、2号認定の利用は、計画と比べて149名増となっていますが、現在の、平成29年度の入所見込みの人数では、2号認定の児童数が642名となっており、変更後の利用定員の範囲内となる予定です。また、3号認定の

児童数は 315 名となる予定で、こちらは供給超過という形になりますが、2号認定の見込みとしては利用定員内で収まっていると。

会長：1号認定の数については。

事務局：1号認定の児童数については、公立幼稚園の数字はある程度把握しているが、柳幼稚園さんの状況がわからないので。

会長：公立幼稚園の数字はどのような状況ですか。

事務局：平成 29 年度は 113 名が入園予定となっています。

会長：この1号認定には柳幼稚園さんは含みませんよね。

事務局：1号認定の利用定員には含みません。

会長：3号認定については、特に0～2歳児の利用ということなので、年度途中の入所が増えてくるはずですが、私の運営する保育所に関しても、年度途中で7、8名増えます。いわゆる産休・育休明けということがありますので、おそらく数字としては、どの園も同じような状況かと思えます。2号認定については、年度途中で増えるということはレアケースですが、3号認定に関しては増えてくる可能性が非常に高いかと。3号認定の数字は、現実的にこの程度かと、個人的には思います。何かほかにも意見はありますか。

委員：定員調整にあたっては、かならず見込みの人数を超えるような数を設定するのでしょうか。

事務局：そうですね。

委員：それはいつの時点でしょうか。端的に言うと、平成 29 年 4 月 1 日といえば明後日ですよね。この時点で意見を聴取すると言われても、実質は、というところがあると思います。子ども・子育て会議の位置づけがどのようなものかということにもよりますが、そのあたり、どうでしょうか。

事務局：そうですね、平成 28 年度の開催が遅れてしまったことにつきまして、大変申し訳ございません。

委員：定員の調整にあたっては、例えば、見込みの110%とか、定員の決め方はどういう風に決めているのでしょうか。先ほどの数字で言えば、1号認定が113名、2号認定が642名というような、そういう数字から定員を決めていると思うんですが、その決め方のステップというか。

事務局：量の見込みから見て何割増しで、という決め方ではありませんが、当初に計画を立てたときには、2、3号認定については、その時点の認可定員をそのまま利用定員としておりました。それに対して、平成27年度の実績としては2号認定の需要が多く出たんですけれども、先ほど申しましたとおり、最近の数値では利用定員に近づいてきているところでありますので、今回定員を変更する洲本こども園さん、認定こども園おおのさんについては、その利用定員の範囲内で収まる変更でしたので、今回はそのままの数値を用いています。今後、数値の乖離があれば、中間見直しとして提案します。

委員：2号の数が増える要因は十分ありますよね。働くお母さんが増えるなど。少子化という要因もあるので、個人的なことを言いますと、私の運営する幼稚園の運営の問題を考えないといけないので、利用定員の設定をいつごろされているのが疑問で、聞きたいところです。

会長：基本的に、利用定員は各施設から報告されてきた認可定員の数を用いて決めています。

事務局：計画の当初の2、3号認定の数字は、各施設の認可定員をそのまま用いています。1号認定については、認可定員と実際の利用児童数とを比べると、かなりの供給超過となっていましたので、当時の実利用児童数を計画の根拠としました。

委員：何月ぐらいの利用状況を元に。

事務局：実際のところ、計画以降、2、3号認定の定員は、なにも変更はしていません。今後、見直しをするということで、2、3号認定の定員は、今回の認定こども園に変わった部分しか変更していないのが現状です。

委員：基本的に、2号認定の数が増えることと、少子化によって子どもの数が減ってしまうこととのバランスというのは、1年限りのものでもなく、上下もあるとは思いますが、傾向としては、長い先には数が減っていくだろうという予測が立ちます。前年

の数字から見込みを立てるようにすると、利用定員の減少が後手に回ってしまうように感じます。長期的な考えで検討していただきたい。

委員：本来はもう少し早く定員について議論、検討して、新年度を迎えるというかたちが適切かと思います。今回、明後日には新年度を迎えるということで、資料を見てもイメージが湧かないのかと。ところで、市議会で話のあった、公立で新たに認定こども園を今後つくるというのは、決定していますよね。その中で「180名」という数字が出ていていると思いますが、それに関して、2、3年後のことなので、そういうことも念頭に置いて調整をされていくのですか、今後は。

事務局：それは、今後は、という話でよろしいでしょうか。

委員：ちなみに、この「180名」という数字は、それしか私は聞いていないのですが、どういった定員数の設定なのか。「180名」で「5億円」ということだけが、新聞に出ていましたが。その「180名」の根拠を、もしこの場でお伺いできるのであれば、教えていただきたい。

事務局：「180名」という定員規模は、認定こども園を設計するにあたって、プロポーザル方式で設計業者を選定するため「施設定員180名」と設定したものです。平成31年4月に開園を予定していますが、その時点で募集する児童数が「180名」というわけではありません。規模を含め、今からさらに協議を進めていくこととしています。

委員：ちなみに、資料の実績を見ますと、2、3号は必要かと思われる数字ですが、認定こども園をつくるということは、1号認定の枠も、確実に設定されますよね。その場合に、プラスアルファとしてその1号枠をつけることはありえないと思うんです。その場合は、公立幼稚園の統廃合、閉園を視野に入れているのかどうか。すごく重要な問題となるでしょうし、平成31年4月開園予定ということは、来年が平成29年度なので、たとえば4歳児で幼稚園に入る希望をされた場合に、実はこの園はもうなくなってしまいうんです、というところも出てくるのではないかと。あるいは、そういうことを言えるのか。今の段階で、どの幼稚園とどの幼稚園が、その「180名」の中で、これらの園は統廃合を考えています、ということが、言えるようなことがあるのでしょうか。市議会を見ていると、何を見ても、何も出ていない。そこに「180名」という数字が出たら、「180名」増える、という風に捉えられるんです。洲本市の現状を見ていたら、「180名」増えるということには疑問が湧きます。それについては、この会議である程度まで議論・検討しておかないといけないと思いますし、今後の定員枠の設

定にも関わってくるかと思えます。今の洲本市に「180名」という数字はすごく大きいと思うので、そのあたりは、話せる部分というのは。

事務局：保育所につきましては、洲本保育所を認定こども園へ移転することを予定しています。

幼稚園につきましては、113名という来年度の予定人数になっています。定員としては410名で、3割に満たない状況になっています。市議会においても、12月議会で質問をいただき、再編を行うことをお伝えしています。3月議会においても、再編に取り組んでいくということを回答しています。具体的にどの園を、というのは、市議会での議決も必要ですし、教育委員会での議決も踏まえたうえで進めていく話になりますので、今の段階で、個別の園をどうこうということは申し上げにくいのですが、規模としては必ず再編に取り組んでいきます。来年度の4歳児の募集にあたっては、(認定こども園が)開園した段階で転園することも想定されますので、10月の募集開始の時期までにはその方向性を示し、そのうえで募集を行うように進めていきたいと思っています。

委員：教育委員会の管轄に公立幼稚園があると思いますが、ギリギリで告知したのでは保護者の方も混乱すると思えます。結構、時間がありそうでない内容かと思えます。また、議会の議決も必要ですが、子ども・子育て会議での議論も、私は必要だと思っています。ですので、教育委員会の方での動きがあるようであれば、できれば、子ども・子育て会議の時に、その動向というか、動きについて、議会の議決を経ていないと難しいとは思いますが、話せる部分で教えていただきたいと思えます。また、個人的な話にはなりますが、民間の教育・保育事業者にとっては「180名」という数字を置かれると、シビアな問題です。そういう意味でも、お話をしたいところは多々ありますので。

委員：先ほど事務局から説明があったとおりの状況で、最終的には、平成29年度の早い段階で再編等についての告知をしないといけないということで協議を進めています。

「180名」という数字はプロポーザルに用いた数字で、先ほど事務局から説明があったとおり、設計業者を決めるための提案募集の、提案を受けるために設定した「180名」という数字であり、その数字が公に出てしまったので、委員がおっしゃったように、その数字がそのまま、というイメージを持たれている方が多いと思います。さらに言えば、今ある幼稚園・保育所にプラス「180名」という印象も与えてしまったのかな、という風に思っています。そのあたりについては、平成29年度の早いうちに、市の方針を公にしないといけないと考えています。

委員：まず、ここで明確にしておかないといけないことは、民間の教育・保育事業者さんの1号認定子どもの利用に影響を与えるような再編はしない、ということだと思いません。そこはみなさんが心配になっているところだと。教育委員会も子ども子育て課も「再編」という言葉を使っているというのはそのためなんです。公立の定員の範囲内で再編をしていく、というイメージで捉えていただけたらと思うんです。その前提がない限り、どのような説明も腑に落ちない、ということになりかねないので、まずはその認識をいただけたらと思います。

会長：公立の定員の範囲内、というのは、今の定員の中で進めていく、ということでしょうか。

委員：そうですね。例えば洲本保育所でしたら、定員100名のところを120名程度受け入れています。それがそのまま移転するとなると、120名がそのまま移転するという形になると思います。残りの60名はどうか、というのは、公立幼稚園の再編の中で考えていく、ということになると思っています。

会長：そこを、それぞれ定員が公立幼稚園にもあると思うんですが、その定員をそのままそっちに持っていく、というわけではないんですよね。実数に合わせた形の人数でいかないと、無駄な定員になってしまうということですよ。

委員：そうですね。実態が定員の30%程度の入所率となっていますので、無駄な定員は無駄な定員ですね。それを再編の中でどういう組合せにするか、というのは、今は申し上げられない状況にある、という認識をいただけたら。

会長：実は、来年度、私の運営する保育所も認定こども園に移行する予定です。この際、1号の利用定員というのは絶対に設定しないといけないと。本来はしなくてもいいものですが、兵庫県は必ず設定するように、という指導がありますので。どういう数字にするかというのは今から考えていかないといけない部分なので、平成29年度においても、利用定員というのは、見直していかなければいけないと思います。先ほどお話がありました、新しい施設に関する利用定員も踏まえて、早めに動いていくべき話ではあるかと思いますが、今回の利用定員の変更についても、本来はもっと早くすべき話なんだろうね。色々な事情があつてこの日になったこととは思いますが、委員からもご指摘があつたように、先を見越して利用定員を決めていくべきだと思うので、そこは、もう少し早く動いていただけたらありがたいです。検討をお願いします。利用定員についてはどうですか。何かほかに。ちょっと1号の数が多いのかな、というところでしょうね。次年度はもうこれで、ス

タートすると思いますが。

かい離があったら、どうなのでしょう。あまりにも差が、185名のところ113名というのは、結構、数字に差があるんですが。減らすのはなかなか難しいんですか。

委員：たぶん、幼稚園の場合は「クラス」という考え方があるので、かい離があるのは仕方ない、とは思いますが。ひとクラスの定員が決まっていますので。ただ、それで決めてしまうとかい離があるのはやむを得ないと思いますが、だからといってかい離があるままでいいのかと言うと、税金を使って、ということもありますので。

会長：そのあたりは、副会長、いかがですか。

副会長：そうですね、今おっしゃったように、幼稚園の場合は、クラスの定員を、今は3歳児が25名、4、5歳児が35名でしたか。公立は主に4、5歳児でしたか、それで、定員を充足していないところが多いですね。いずれにしても「180名」というのが、これから認定こども園になって1号認定の定員が入ってくると、その想定と言いますか、地域のニーズ量の見通しをしっかりと立てながら設定していくべきだと思います。

会長：ありがとうございます。

ひとつ質問ですが、今回、認定こども園へ移る2施設で、実際に1号認定での利用予定となっている人数はわかりますか。

委員：私の運営する園は15名定員のうち、10名利用予定です。

会長：おおのさんは。

事務局：今のところは1名の予定です。

委員：先ほど会長から言われたように、兵庫県では、1号認定の利用定員を設定してくださいと言われました。おおのさんは当初、もっと少ない数を設定していたはずですが、兵庫県からダメ出しを受けて、私の運営するこども園もそうですが、例えば3歳児1名、4歳児1名、5歳児1名など、そういうクラス編成は、1号認定の幼稚園機能としては相応しくないと言われました。クラスの成り立つ最低の数字というものがあるでしょう、ということで、兵庫県からの指導を受け、厳しく言われました。そのために、2園の1号の利用定員が10名、15名となっていることと思います。

副会長：10名未満はないですよ。

委員：ないですね。それは指摘されますね。

せっかく公立で認定こども園ができるのであれば、それを活かして、洲本市の、子育てしやすい環境をつくるということが目的かと思います。この施設には確か、病後児保育機能が入りますよね。今後、計画にもそれが反映されてくるのかと思います。また、以前の会議で、放課後児童クラブ（学童保育）の、地域によっては足りないところがあるということも挙がっていたと思いますが、今後、幼稚園、保育所が移行するのであれば、その空きをうまく活用して、幼稚園、保育所を3月31日に卒園したとしても、4月1日から保護者の就労を変えるというわけにはいかないもので、それが今までに結構起こっているのも、そういったところをうまく協力できたら、と思います。また、3歳児保育も、公立幼稚園でもやっている園とやっていない園とがありますよね。1園だけがやっているというのが疑問で、全部やるならやるでもいいでしょうし。聞いた話では、その校区の子どもだけではなく、いろんな地域の子どもが入っているそうですし、この機会にニーズ調整をして、公立幼稚園のあり方や、民間教育・保育事業者のあり方を、実数から見て考えてもいいのかなと思います。先ほど言ったように、クラス編成というのはあるのですが、本当に必要なところに必要な施設を作るべきだと思いますし、公金、税金も入っているので、無駄遣いと言われるようではいけないので、そういったところを踏まえて、平成29年度、30年度で、長期的に見て、整備をしてほしい。また、今後、計画に反映するときには、ひとつ施設ができることによって、ほかのメニューも膨らんでくるかとは思いますが、ぜひとも反映していただきたいと思います。

会長：ひとまず、利用定員のことについての意見を聞きたいと思います。その他の話はそれ以降、その他の部分で検討いただけたらと。

利用定員のことでご意見はほかにありませんか。個人的には、もう少し早く動いて、利用定員を設定するように、ということ意見を述べますので、その点に関してはよろしくをお願いします。特に来年度以降、1号認定の利用定員に関しては、要検討課題、過多、とは思いますが、そういうことも踏まえて、子ども・子育て会議の中で、もう少し早い段階で利用定員を設定していけたら、と思っていますので、よろしくをお願いします。

ほかに意見はございませんか。ないようですので、協議事項（2）特定教育・保育施設等の利用定員の設定については、これで終了とさせていただきます。

以上で、すべての協議事項が終了となりました。これで議長の任を終えたいと思います。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。

3. その他

事務局：これまでのことについて、なにかございませんか。

会長：先ほどの件を踏まえて、洲本こども園さんの1号利用が、定員15名中10名、ということだったんですが、1号利用の場合、小学校3年生までに上の子がいると、3、4、5歳の1号認定子どもの保育料は半額に軽減されますよね。保育所であれば、2号認定子どもは、上に小学生の子がいても軽減されないですね。

事務局：今年度から国制度が変わりましたので、一定の所得未満の世帯の場合は、小学生以上のお子さんも含めて、2人目の保育料半額、3人目無料となりました。しかし、どの方も対象になる、というものであれば、同時に保育所等に入所している場合に限ります。

会長：そういうことも踏まえたうえでの1号利用ということは、おそらく、洲本こども園さんにもあるでしょうね。

委員：はい。顕著に。先ほど言われたとおり、今年、保育料の制度が変わりましたが、変わった次の日に、1号利用をやめて2号利用にする、という方がいました。やはり、それだけ、利用される方も、安くなるから、ということで利用されることはあります。

会長：そういうことも考えながら、今の公立幼稚園の利用状況、これからのニーズの状況を考えながら、きちんと統廃合について考えていかないと、妙なお金が出ていくということもあって、公立幼稚園や認定こども園、民間保育所には公費が投入されていますので、そういう意味も考えて、見通しを持った決断を、洲本市としておこなっていただきたいと、個人的には思っています。三木市の例で言えば、去年、公立幼稚園を全廃し、空いた分のお金で保育料を無償化したそうです。施設の統廃合ということは、施設が減ることに関しては、住民の方も心苦しい思いをされる方がたくさんあると思いますが、反対に、施設を統廃合することによって、浮いたお金で住民サービスを向上できるということも、他の市町村でも考えがありますので、洲本市でも考えていただきたいと思っています。

副会長も、他の市町村等でそういったことに携わっていらっしゃると思いますが、現状はどのように思われますか。

副会長：そうですね、ちょうど今年、平成28年度末なんですけれども、姫路では、幼稚園の保育料をどう決めるかという問題がありました。幼稚園の保育料について、教育委員会が中心になって最終案を市議会へ提案されました。1号認定子どもの利用先が、認定こども園の1号認定、公立幼稚園、私立幼稚園とあるんですけれども、今は私立幼稚園と公立幼稚園とでずれがあるのを、将来的には同額にするということが基本になっています。姫路市では公立幼稚園の保育料が6,300円なんです。公立幼稚園の保育料は一般的に5,000円から7,000円くらいかと思いますが、私立幼稚園の保育料に合わせると約3倍、18,000円から20,000円くらいになります。これを、私立幼稚園の保育料は下げ、公立幼稚園の保育料は上げ、16,000円から17,000円くらいと決め、数年後には公立幼稚園の保育料がこれ到達することを目指しています。三木市では公立幼稚園を全廃したという話もありましたが、姫路市では公立幼稚園が根強く、現在も39園が幼稚園として4、5歳児の保育をおこなっています。地域からの支持や人気も強くあり、利用者も多いのですが、そういう状況でもなくなってきたということで、保育料を引き上げるということに決まりました。これが実際にどう進んでいくかはこれからのことですが、そういうこともありました。

委員：認定こども園の1号認定を、兵庫県は、ある程度の数を取らないと認可が下りないという理由はなにかあるんでしょうか。兵庫県ですと地域もいろいろとありますので、地域の実態に応じて認定こども園を運営すればいいところを、一律で、神戸と同じようにやってしまうのはどうか。

委員：認可審議会の幼稚園関係の方が強いのではないかと。

会長：個人的にはそのように聞いたことがあります。

委員：それがあから、1号認定の3、4、5歳児の利用定員が1名、1名、1名や、0名、0名、0名というのはあり得ない、という前提で話が進むのではないかと。

会長：幼稚園の立場からの強い意向があると思います。

委員：だから、「少ないから見直して」という話が、地域ニーズがないとしても、「それなら『幼保連携型認定こども園』にならなければいいのではないかと」という話が出てしまう。

会長：認定こども園というのは、保育と教育が一体型になった施設ということで、いわゆ

る1号認定は教育部分ということもあるので、これが0名というのは認定こども園とは言えない、というのが兵庫県の考え方です。この点に関しては、そのように聞いています。だから、とりあえず定員は設定してください、と。

委員：そういう意図であれば、やはり定員の調整ありきでないといけないわけですよね。

会長：そうですね。ただ、基本的に、保育所から認定こども園に移行したものに関しては、1号認定の利用が少なくとも問題とはならないはずです。あくまでも利用定員が上限ということですから、2、3名ということでも問題ではないです。そのあたりは、実際の数字と利用定員とでは、若干の乖離は生じるものかという気はします。

副会長：だいたい、1号認定の利用定員は10名か15、20名で設定されていますね。確かに、おっしゃるように、保育所から認定こども園に移行した場合で、初めから定員どおりの数を満たす利用がある、ということはありませんね。兵庫県内でも、数名から始まることが多いです。それでも、2、3年後には、定員を満たすように利用が増えてくる、というのが現状ですね。

委員：“育休”というものがあると思いますが、この場合、兄弟がいたら、その家庭の状況での認定になるので、生まれた子の育休を伸ばすと、上の子が退園になってしまうんです。私の運営する保育所でもそういったことがあったので、市子ども子育て課とも話をしましたが、認定こども園に移行しようと思ったのはそれがきっかけだったんです。移行すれば、1号認定に変更しても、同じ園で通えますよね。

会長：洲本市では、基本的に1年までは育休中でも継続して保育認定が出ましたか。

委員：1年半ではありませんでしたか。

事務局：そうです。最長で1年半です。

会長：今は、県立病院の看護師さんなど、長い年数の育児休業を取ることができる方もあります。そういう方は、一回退園しないといけない状況になってしまいます。その後、職場復帰するにあたって、もう一度“保活”をし、保育所を探すことになってしまう。それを防ぐために1号認定に移る方もあると思います。

委員：実際にそのパターンで利用される予定の方がいます。基本的に4、5歳で1号認定での利用予定の方は、保育認定が出ないので、1号で上の子だけ利用すると。その

後、職場復帰するときには、保育認定を申請すると思われます。

副会長：少なくとも園をやめたり変わったりすることがなくなる、ということですね。

委員：ないですね。ですが、実際、保育を必要とする2、3号認定なので、平成27年度から、新制度になってからは、市の条例に基づいて、認定できないものはできないということで、認定取り消しされることもありますよね。それは、利用者の方もわかっています。

委員：一定の割合で1号認定の子どもの利用定員枠を取っておいた方が、経営上、施設型給付が十分に入ってくるなどで、経営が安定するということもあるんですよ。

委員：ありますね。職員を余分に配置できるというのもあります。今は、公立保育所でも同じこととは思いますが、職員確保がすごく難しいんです。幼稚園だろうと保育所だろうと、職員がいない。で、途中で、特に0、1歳児の利用者が増えるので、職員が途中から必要になります。しかし、淡路島で途中から探すことはまず不可能に近いんです。これは、公立も民間も関係なくあるので、たぶん、どこでも余分に人員配置しているんですが、そこで持ち出しになっているものが、認定こども園に移行すれば、教育の部分で見てくれる、というところは、正直に言って、あります。

会長：新しく公立で認定こども園をつくるときの1号認定、2、3号認定の定員数の設定、並びに、公立なので、統廃合した分がその認定こども園に移るということも踏まえて、公立幼稚園の保育料、1号認定の保育料の設定というのが非常に難しいと思います。姫路市の状況も踏まえながら、議論して保育料を決定していく必要がありますね。

委員：もう1号認定の保育料は決まっていますよね。施設型給付を受ける場合のものについては。

会長：あれはもう見直しはしませんか。所得に応じて4階層くらいに分かれていた、最大で16,000円でしたか。

事務局：もうすでに階層で決めているところです。

委員：認定こども園の1号認定と公立幼稚園の保育料とは違いますよね。

事務局：そうです、違いがあります。

会長：そのかい離をどうしていくのかと。残った公立幼稚園と認定こども園の1号認定の保育料がすべて同じであれば問題はないと思うんですが。

委員：ちなみに、もし、新しいところが認定こども園で、1号認定で入るときは、1号認定の保育料で、他の公立幼稚園に入るときは、公立幼稚園の保育料が必要になるということですか。

事務局：そうなります。

委員：それだと、金額が違ってきますよね。それは考えた方がいいですね。

会長：それを言いたかったんです。

委員：同じ公立の園であるのに、なんでこっちは高くて、こっちは安いのかということに。

会長：そういう課題は見えてくると思います。特に、今、移行予定になっている公立幼稚園に通っている方は、私たちは新しい施設に移ったことによって保育料が高くなった、という可能性もあるので、そのあたりもよく考えて検討していかないといけない課題であると。

委員：これは、もう動き出していますから、引くわけにはいかないですもんね。

会長：その新しい園のあり方についても、特に、公立施設という公の部分がありますので、子ども・子育て会議での議論をさせていただきたいと思います。特に、洲本は病児・病後児保育についてのニーズもあることでしょうし、また、統廃合した幼稚園での放課後児童クラブも、数字的には若干落ち着いてきているという報告ではありましたが、平成27年度はいろいろと制約があったはずで、特に第三小学校区では多くあったはずで、利用している児童の祖父母が市内にいたら入れないとか、そんな話も聞いたりますので、実際のところ、隠れた待機児童というニーズがあるはずだと思います。そのあたりも踏まえて、もっといろんなニーズも踏まえて、特に、公立の施設なので、いろんな機能を持たせながら、良い施設ができるように考えていただければ、と思います。

委員：放課後児童クラブは「入りたいから入れる」じゃないんですか。

会長：私の知っている限りですが、第三小学校区においては、かなり制約があります。

事務局：第三小学校区の放課後児童クラブですが、今までは 35 名定員でしたが、平成 29 年度からは 70 名定員として実施することとなっています。

会長：ただ、あの施設での 70 名というのは、超過密でしょうね。すごく狭いところに 70 名ですよ。今で 35 名であるところに。

委員：ちなみに、70 名定員のところに 80 名の応募があったら、抽選ということになるんですか。

事務局：現在の申込み状況は 60 数名となっていますので、平成 29 年度はすべて受入れができています。

会長：それにしても、35 名からすれば、面積基準などは。

委員：面積基準から言えば 80 名は受入れが可能な施設です。80 名受け入れると、とても過酷な状況にはなりますので。

委員：ちょっとわからないことがあるのですが、面積基準で 80 名の受入れが可能で、職員が足りていれば、80 名受け入れてもいいんですよね。

委員：そうです。

委員：その 70 名という定員は。

委員：今の職員数で、今までの内容のまま保育できる上限が 70 名ということです。

委員：支援員の数は増えるんですか。

事務局：はい、増えます。

副会長：4、5、6 年生の利用は増えていますか。

事務局：4 年生はある程度数がありますが、5 年生は支援の必要なお子さんなどとなっています。

副会長：5、6年生はクラブ活動をしたり、塾に行ったりしますから、あまり必要性は。

会長：第三小学校区の児童クラブは、神社の敷地で、公民館を使われているので、場所的にあまり外で遊ばないという制約もありますよね。私の娘も通っていたのですが、ほぼ外では遊ばなく、部屋の中でドッジボールをしていたそうです。場所が場所で、神社の敷地内に公民館があって、そこを民間のNPO法人が借りて実施しているということから、場所を借りる契約みたいなものもあるでしょうし、神社のものを壊すわけにもいかないでしょうし、ほぼ外で遊ぶということは皆無に近かった。これから先はどうなるかはわかりませんが、やっぱり小学校1、2、3年生の男の子なんかだと、夕方に外で遊ばないということになるとストレスも溜まってくるでしょうし、そういう意味でも、子どもの生育の環境というものを見越して考えていかないといけないと思います。

委員：学校の空き教室と言うのは、国も提唱しているところですが、あれは難しいものなのでしょうか。小学校自体も、生徒数が減ってきていますよね、建物の大きさの割に。そういう空き教室は、難しい問題もあるとは思いますが、そういうところでやっている児童クラブはないんですか、洲本では。

事務局：学校の敷地内、ということであれば、大野小学校、中川原小学校で実施しています。また、放課後子ども教室という別事業ではありますが、堺小学校で実施し、学校の敷地内での実施を増やしています。去年までも空き教室を探していたところですが、支援学級の教室に使う教室数も増えていたり、五色地区ではそもそも教室が余っていなかったりしました。放課後に空いていそうな教室については、まずは子ども教室などの日数・時間数の短いものから利用できれば、そこから放課後児童クラブの実施施設に変えていきやすいのではないかと。学校の先生の理解を、校長会等で得ながらやっているところです。子ども子育て課と教育委員会とで、国からも通達も来ているので、空き教室の利用推進については連携を取って協力していくということで話をしています。

委員：教育委員会が「放課後子ども教室」を、子ども子育て課が「放課後児童クラブ」をされているとのことで、この2つは異なるんですね。

事務局：異なります。保育所と幼稚園で例えるなら「放課後児童クラブ」が保育所、「放課後子ども教室」が幼稚園といった具合で、後者は誰でも登録すれば利用できるようなものになっています。放課後等において保育を必要とする子どもについては

「放課後児童クラブ」で預かり、それ以外の子どもの遊び場・居場所を「放課後子ども教室」として、旧洲本地区では週1回、全校区での実施を目指しているというところです。

委員：それは、垣根はないんですか。例えば、子ども子育て課の方は、あまり学校を使いにくい、教育委員会の方は学校を使いやすい、などは。

事務局：垣根はないんですが、学校運営上の管理の問題との兼ね合いがあります。その点がうまく解消できれば。

委員：空き教室などの使えそうな教室が真ん中にあるなど、今の校舎の利用状況との調整が必要になる場合もありますし、端にある方がいいけれど、端にあるのは調理室などの特殊なものが多いので、そういった理由から利用が難しくなるのかと。また、先ほど事務局からあったとおり、特別な支援の必要な子どもが増えてきていて、その子たちの教室というのも、学校によっては複数設置するような状況になっています。利用に適した条件に合わないために、うまく調整がつかないこともあると思います。

委員：思っているほど空き教室はないですね。

事務局：以前と比べて、学習の形態も、一斉授業で30名、40名が一緒に受けるというものだけでなく、半分に分けて授業をするなど、変わってきているところがあります。

委員：保護者の方からしたら、学校内にある方が、安全では。ニーズも高まっているということは、安心して遊べない状況が最近多いからかと。女性の方が社会進出したということもあると思いますし、学校内で完結したら一番安心ですね、移動もないし。神戸なんかでは結構、これからは学校内につくりなさいということになっていますよね、おそらく安心のために。単純に見たときに、小学生の人数も減っているから、私たちのところに比べて、空き教室はあるのではないかというのが疑問でした。そういうところからすれば、先ほどの第三小学校区や他の校区についても、学校にひとつくらいは空き教室があるのかな、と思っていました。そこを利用できれば、安心、安全で。

委員：聞く人が聞けば、放課後には教室はすべて空いているだろう、と言う人もいます。ただ、管理上の問題として、教室に私物などもありますので。

会長：まったく空いている、という部屋は少ないでしょうね。放課後児童クラブの問題も、今回、公立認定こども園に移るために統廃合して余分な施設もできてくると思います。

すので、そのあたりも考えながら、というところだと思います。
そろそろお時間ですので、閉会とさせていただきます。

事務局：本日は長時間に渡るご審議のほど、ありがとうございました。閉会にあたりまして、副会長よりご挨拶を賜りたいと思います。

副会長：本日は、平成 27 年度分の点検評価ということで、状況説明、事業の展開状況などの報告を受けましたが、その中で、具体的には、特定教育・保育施設の利用定員、特に 1 号認定子どもの問題が出てきました。また、保育料についても、どんな形で適正化していくかということも問題に挙がってきたかと思います。我々としては、子どもの利益というものを中心核として、子ども・子育て会議の議論を、一緒に検討していけたらと思います。これからもどうぞよろしくお願いします。

事務局：ありがとうございました。以上をもって閉会といたします。

4. 閉会

以 上